

Newsletter

15 December 2017 | Vol. 24

中東・アフリカニュースレター Vol. 24

シリーズ 中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート

第3回 トルコ

目次

トルコにおけるヘルスケア分野の近時の動向

トルコのヘルスケア分野の投資環境

政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

ヘルスケアビジネスに関する法規制

ベーカーマッケンジーは、長年に渡り、当地域における事業支援を数多く行ってきたが、今回、これまでの経験を踏まえ、主要国として、UAE、トルコ、サウジアラビア及びエジプトを挙げ、中東アフリカ地域への投資を行う、又は検討している日本企業にとって有益な情報を提供となるよう、法的側面から見た中東アフリカ地域のヘルスケア分野の投資環境をレポートする。加えて、特に各国において法制度が異なり得る病院経営に関する法規制を中心に現地法規制を概説する。

第3回として、本ニュースレターにおいてはトルコを取り上げる。トルコでは近年の急速な人口増加、国民皆保険制度による医療へのアクセス改善や経済成長に伴う医療需要の高まりを受けて、政府主導の下、PPP方式を活用した病院整備事業が進められている。また、近時でも、日系大手商社によるPPP方式での病院運営事業への参画がみられたり、日本企業による医療機器事業分野でのM&Aが行われたりするなど、日本からトルコにおけるヘルスケア分野への投資は大きな注目を集めている。

トルコにおけるヘルスケア分野の近時の動向

経済の急成長に伴い、トルコにおけるヘルスケア分野への支出は、2002年から2012年の間で年平均成長率30.6%という高い値を示しており、安定的な成長が続いている。

また、国民皆保険制度の導入により、実に人口の99%以上が医療保険によりカバーされるようになり、国民の医療へのアクセスが高まると共に患者数は増加の一途をたどっている。

トルコにおける臓器移植数は2002年から2012年の間に年平均成長率40%程度の高い割合で増加してきた。2014年1月時点では、腎臓移植を行う移植センターが57施設、肝臓移植を行う移植センターが30施設、角膜移植を行う移植センターが25施設存在するなど、移植医療も比較的積極的に行われている。

トルコのヘルスケア分野の投資環境

トルコのヘルスケア分野は経済成長への大きな貢献が見込まれており、民間事業者の参入が相次いでいる。私立病院の数は、2006年から2010年の間に86%の増加がみられた。

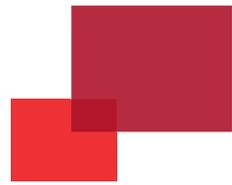
トルコ政府も民間医療施設に対して積極的に保険適用範囲の拡大を認めるなど、民間事業者の参入をサポートする姿勢を見せている。

中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカーマッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。

詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加・削除をご希望される方は、[MEAサポートデスク](#)までご連絡ください。



政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

保健省によって、最低投資予算が2千万トルコリラであって、バイオテクノロジー、腫瘍用医薬品、血漿に関する生物製剤分野に対する投資は「優先投資」として、消費税免税、関税免除、社会保障費の優遇、土地の割当て、ローンの利率優遇等のインセンティブを与えられる。

上記優先投資以外に、戦略的投資、大規模投資、地域投資のカテゴリーに分かれてそれぞれ所定の要件の下に投資インセンティブが与えられる場合がある。

ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

トルコにおいて、医療事業への投資や医療法人の設立及び運営に関して、外国投資家に課される医療事業特有の規制は存在しない。

もっとも、外国人投資家が不動産を取得しようとする場合には、許可制がとられていることに留意が必要である。

医療法人を設立及び運営するにあたって特定の法的ストラクチャーや事業体の使用を求められることはないため、トルコ商法（Turkish Commercial Code）において認められているものであれば、いかなる組織形態であっても（株式会社、有限責任会社、共同会社、合資会社、協力会社）医療法人を運営することができる。もっとも、現実的には一般に広く用いられている株式会社形態又は有限責任会社形態が用いられることが多い。

ヘルスケアビジネスに関する法規制

次ページ以降の表は、トルコにおける病院経営を中心とするヘルスケアビジネスに関する法規制について、特に関心が高いと思われる事項をまとめたものである。

トルコにおけるヘルスケアビジネスに関する法規制

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	<p>トルコにおける医療サービスについては、医療サービス基本法（Essential Health Services Law）が主要な原則を定めている。保健省（Ministry of Health）が医療サービス分野を管轄し、国民の健康管理及び公衆衛生に関する国家的な計画を策定及び実施する。</p> <p>民間医療施設については、主に、民間病院規則（Private Hospitals Regulation）、医療センター規則（Medical Centers Regulation）、医療研究機関規則（Medical Laboratories Regulation）、その他各種の民間病院を規制する法規制、透析センター規則（Dialysis Centers Regulation）、不妊治療センター規則（Regulation on Fertility Utilization Centers）、臓器及び組織移植センター規則（Regulation on Organ and Tissue Transplantation Centers）等）によって規制されている。</p>
2. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立に必要な免許	<p>民間病院規則第 13 条によると、民間病院を運営するには①保健省による病院開設許可及び②各地方における保健省の地方局による病院運営許可が必要となる。</p> <p>なお、上記二点の許認可を取得する前提として、建物使用許可、建設許可、救急車使用免許等の法律上要求される多くの許認可を取得しておく必要がある。</p> <p>医療技術実施法（Law on the Implementation of Art of Medicine）によれば、全ての医師は医学部を卒業している必要があり、また、臨床に先立ってそれぞれの専門分野を習得していなければならない。</p>
3. 医療法人運営を規律する法規制	<p>医療法人は、一般法人に適用される法令を遵守しなければならない。</p> <p>さらに、医療法人は、医療サービスの提供に関する特別法や技術的規制及び要件に従わなければならない。例として、臓器及び組織の保存及び移植に関する法律（Law on the Preservation and Transplant of Human Organs and Tissues）やマラリア防止法（Law on the Prevention of Malaria）、医療廃棄物管理規則（Regulation on Control of Medical Waste）等が挙げられる。</p>
4. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して外国投資家に特に課される規制	<p>トルコにおいて、医療ビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して、外国投資家に課される医療ビジネス特有の規制は存在しないが、一般的な外資規制が適用されることには留意が必要である。トルコにおける外国投資規制は許可制ではなく届出制を採っている。</p> <p>外国投資会社及び外国会社支店は、①資本金額及び事業活動報告（1年に1回）、②株式口座への振込額（当該振込後1か月以内）、③現株主間以外でなされた株式譲渡の情報（当該譲渡後1か月以内）、④外国投資家が（株式譲渡又は増資により）トルコ株主の会社に参画した時期（当該株式取得から1か月以内）について報告する義務を負う。</p> <p>外国人投資家が不動産を取得しようとする場合には、許可制がとられていることに留意が必要である。不動産登記法（Title Deed Law）及び不動産取得会社に対する不動産登記法規制（Regulation on Companies Acquiring Property Under Title Deed Law）によると、①50%以上の株式・持分を外国投資家が共同して又は個別に保有するトルコ法人や、②取締役の過半数を選任又は解任する権利が外国投資家に付与されている会社は、不動産の取得や抵当権を除く物権の設定について、県知事の許可が必要とされる。</p>
5. 医療法人を運営するために利用される、法的ストラクチャー、形式及び機関	<p>民間病院の設立及び運営を規制する民間病院規則及び医療センター・総合病院・研究機関の設立及び運営を規制する民間医療機関に関する規則（Regulation Regarding Private Medical Institutions）によれば、医療法人を設立及び運営するにあたって特定の法的ストラクチャー、形式又は事業体を</p>



テーマ	回答
	<p>採用する必要はない。したがって、トルコ商法（Turkish Commercial Code）において認められているものであれば、いかなる組織形態であっても（株式会社、有限責任会社、共同会社、合資会社、協力会社）医療法人を運営することができる。上記各会社の違いは、主に責任の限定範囲及びコーポレートガバナンスの点にある。主として株主の責任範囲が限定されるという理由により、トルコ及び外国の投資家は株式会社及び有限責任会社の形態を用いることが多い。株式会社及び有限責任会社の株主は、一般債権に関して株主個人の資産による責任を負うことはない。</p> <p>上述のとおり、トルコでは、医療法人は株式会社又は有限責任会社の形態を用いて運営されることが一般的である。トルコ商法及び民間病院規制は、医療法人を運営する株主の国籍について何らの制限を課していない。したがって、トルコでは外国投資家が医療法人の株式・持分の100%を保有することが可能である。ただし、民間医療機関に関する規則上、医療センターの持株割合については一定の制限が存在する。同規則上、Aタイプ及びBタイプの医療センターの設立は、①医師、②医師によるパートナーシップ、③トルコ法上自営資格が認められている歯科医師によるパートナーシップ、又は④最低51%の株式が医師又は歯科医師のパートナーシップによって保有されている団体に対してのみ認められている。Cタイプの医療センターについては、①医師、②医師によるパートナーシップ、③歯科医師によるパートナーシップについて、運営を認めている。これらの規制は、医師ではない個人又は株主が医師ではない法人によってなされる医療センターの買収の際に問題を生じさせる。しかしながら、しかるべき事前のストラクチャリングにより、この規制に対処することも可能である。</p>
6. 病院を設置するために特に求められるコーポレートガバナンス制度	<p>民間医療機関を運営する会社は、トルコの会社が一般的に遵守すべきコーポレートガバナンスに従う必要がある。</p> <p>さらに、民間病院の場合、病院の管理責任者及び管理責任者代理を選任しなければならない。民間医療センターの場合、管理責任者を選任しなければならない。管理責任者とは民間医療機関における医療上・管理上・技術上のサービスに対して責任を負う医師のことをいう。管理責任者代理とは、管理責任者が不在の場合にその職務を代行する医師のことをいう。仮に職務懈怠があった場合には、当該医療法人の経営陣（株式会社の場合の取締役会、有限責任会社の場合の役員会）とともに責任を負う可能性がある。同様に、医療法人に雇用されている医師、又はそのような医師がいない場合、民間医療施設における運営権を有する者による医療過誤について、医療法人及び管理責任者が責任を負う可能性がある。</p>
7. 営利法人が病院を設置・運営することが認められるか	可能である。
8. 医療法人の持分に対する出資は可能か	可能である。
9. 可能な医療法人の買収方法	株式投資による方法（直接投資（増資）又は株式買収）が医療法人に対する投資手段として最も一般的である。
10. 可能な投下資本の回収方法	外国投資家は投資に係るいかなる純利益・配当・売上金・清算金、補償金、ライセンス契約・管理契約その他類似の契約から生じる金銭、海外の銀行や特殊金融機関を通して受領する海外ローンの返済金・利子についても自由に海外に送金することが可能である。



テーマ	回答
11. ヘルスケアビジネス参入の目的で外国人投資家が利用可能な一般的に用いられる投資の形式	トルコにおける医療施設や医療ビジネスに対する投資は、他の資産・会社に対する投資手段と同様の方法で行うことができる。
12. 外国資本にとっての重大な参入障壁	現在のところ、外国投資家に関する重大な参入障壁は存在していない。
13. 外国籍医師が、当該国において業務を行うための求められる資格	<p>外国の医療専門家は、2011年政令第663号に基づき、トルコにおいて実務を行うことができる。外国医療専門家の雇用手続及び原則に関する規則（Regulation on Procedures and Principles Regarding Recruitment of Foreign Healthcare Professionals）が当該政令663号に基づいて採択され、同規則に基づいて、医師が民間医療機関で働くための認定プログラムが策定された。</p> <p>上記規則第5条によれば、実務を行うためには、申請者は、①卒業証明書及び／又は専門分野の証明書を提出すること、②医薬品を扱うことについての法的障害がないこと、③トルコ語を話し、理解することができること（本要件は2013年に追加された）、④就労許可を有すること、⑤医師責任保険に加入していること、の各要件を満たすことが必要である。なお、難民キャンプやシェルターで働くことを希望するシリア人医療関係者の場合、①～③及び⑤の要件は免除される。</p> <p>外国人の申請者は医学学位の同等性に関する証明書を有している必要がある。</p>
14. 外国籍看護師が当該国において業務を行うための求められる資格	上記13を参照のこと。
15. 当該国における医療保険制度の概要	<p>トルコにおける医療保険については、社会保険及び国民健康保険法（Social Insurance and General Health Insurance Law）が規定している。</p> <p>トルコにおいては社会保障及び健康保健に関して二つの主要なスキームが存在している。一つは社会保障であり、もう一つは国民健康保健である。国が保証する健康保険制度はトルコにおいて2012年に施行された。</p> <p>社会保障制度は雇用に関する短期及び長期のリスクをカバーしている。使用者は、法律の要求するところにより、社会保障費を支払う。これに対し、国民健康保険制度は、トルコにおける全ての居住者に対し、その雇用状態にかかわらず、何らかの医療保険に加入するよう要求している。</p> <p>原則として、国民健康保険における労働者の保険料は、使用者が支払う必要があり、一方で未雇用状態の居住者の場合、自己の費用で国民健康保険に加入しなければならない。労働者の配偶者で未就労の者及びその子（18歳未満）については、保険料の支払を要することなく健康保険に加入できる。さらに、収入が一定額に満たずに保険料の支払が不可能な者についても、保険料の支払が免除されている。</p> <p>国民健康保険は、社会保障機構（Social Security Institution）と契約を締結している医療機関において利用可能である。公立の病院の場合、医療サービスは基本的に無償である。他方、民間医療法人、民間医療機関及び民間大学病院の場合、医療実務に関する声明（Communiqué on Medical Practice）に基づき追加費用を徴収される場合がある。</p> <p>医療保険は救命救急、労働災害、業務上疾病、伝染病、予防医療措置及び出産にかかる費用をカバーするが、一方で不妊治療（40歳以上の女性に対するもの）、美容整形、審美歯科施術についてはカバーしていない。</p>



テーマ	回答
16. 医療法人又は医療法人に投資をする外国人投資家が利用可能なその他のインセンティブ	<p>インセンティブのための国家援助に関する閣僚会議決定（Council of Ministers' Decision on State Support for Incentives）によれば、病院に対する投資は、地方投資インセンティブスキーム（Regional Investment Incentives Scheme）の適用を受ける。各地方（トルコは6つの地域に分かれている）、セクター（分野）及び投資形態によってインセンティブの内容は異なる。この枠組みの下では、各地方において定められる最低基準投資額を超える投資を病院に対して行った場合、当該地方ごとのインセンティブが受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 投資奨励書に定める範囲内における、輸入又は国内で供給される機械及び設備に対する消費税の免除▪ 投資奨励証に定める範囲内における輸入機械及び設備に対する関税免除▪ 法人税減税措置▪ 社会保障費の使用者負担分に関する援助▪ 土地の割当て▪ トルコリラ建てローン及び外貨建てローンに対する利率の支援（リージョン1及び2を除く）▪ 労働者負担の社会保障費への支援（リージョン6に限る）▪ 源泉所得税への支援（リージョン6に限る） <p>これらのインセンティブに加えて、医療ビジネスについては特別のインセンティブが設けられている。法人税法によれば、医療サービス提供者が、もっぱら国外居住者に対して提供したサービスから得られた収益のうち50%を、法人税課税標準から控除することが認められている。</p> <p>また、法人税法は、公立病院、公的医療法人、大学設立の医療機関について、法人税免税措置の適用を認めている。さらに、消費税法（Value Added Tax Law）は、公共医療機関が提供したサービスについて、一定の条件下で消費税（VAT）の免税を認めている。</p> <p>トルコにおける投資インセンティブプログラムを通じて投資家に利用可能なインセンティブの他、医療ツーリズムに関する特別のインセンティブが存在する。資産回収手続法（Law on the Collection Procedure of Assets）第9条によれば、トルコにおける医療サービス事業者で、国外居住者に対してサービスを提供する者は、50%の減税措置を受けられる。医療サービスに加えて、国外居住者に対して医療文書の作成及びデータ保持サービスを提供する事業者についても、同様に免税措置を利用することができる。2012年声明第4号（Communiqué No. 2012/4）に基づき、トルコにおける医療ツーリズムを促進するため、医療機関及び医療ツーリズムの会社には他のさらなるインセンティブが付与されている。医療ツーリズムに対する投資家及び協賛者に対しては以下のような支援がなされる: ①市場参入に対する支援、②患者に対する旅程計画支援、③海外における促進活動に対する支援、④展示会、会合、会議等に対する支援、⑤外国支店に関する支援、⑥国際的証明に関する支援、⑦コンサルティングサポート。これらの便益を受けるには、医療に関する団体は経済省（Ministry of Economy）との間で協定を締結しなければならない。</p>

本ニュースレターに関する お問い合わせ先



伊藤（荒井）三奈
オフ・カウンセル
03 6271 9727
mina.arai-ito@bakermckenzie.com

中東・アフリカグループでは、今後もこの地域のヘルスケア投資環境情報を注視してまいります。なお、一般的な医療・ライフサイエンス分野の法的支援に関するお問い合わせは、marketing.tokyo@bakermckenzie.comにご連絡ください。

本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。また執筆中にも現地法規制が改正される可能性があります。お問い合わせ等ございましたら、左記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますようお願いいたします。



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



富本 聖仁
シニア・アソシエイト
+90 212 376 64 28
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



立石 竜資
シニア・アソシエイト
03 6271 9705
ryosuke.tateishi@bakermckenzie.com

© 2017 Baker McKenzie. ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー・マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー・マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー・マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。